

# 「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

令和 8 年 3 月 17 日  
日本証券業協会

## I. 改正の趣旨

株式会社東京証券取引所では、信用取引残高集計システムのリプレース（令和 8 年 9 月予定）に伴い、銘柄別信用取引残高情報の公表頻度等を見直すこととしている<sup>1</sup>。これを踏まえ、本協会が PTS 信用取引を取り扱う認可会員に公表を求める事項についても見直しを行うため、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」（以下「取外規則」という。）の一部改正を行うこととする。

また、令和 7 年 7 月 4 日に公布された金融商品取引法施行令の一部改正<sup>2</sup>に伴い、取外規則について、所要の整備を行うこととする。

## II. 改正の骨子

### 1. 銘柄別信用取引残高情報の公表頻度の見直しに伴う取外規則の一部改正

PTS 信用取引を取り扱う認可会員に公表を求める事項について、PTS 信用取引週末残高としているものを PTS 信用取引残高とする。（第 6 条の 7 第 10 項第 3 号）

### 2. 金融商品取引法施行令の一部改正に伴う取外規則の一部改正

金融商品取引法施行令の一部改正に伴い、いわゆる「条ズレ」の修正を行う。

（第 2 条第 14 号）

## III. 施行の時期

上記 II. 1. の改正は、本協会が別に定める日（株式会社東京証券取引所における銘柄別信用取引残高情報の公表頻度の変更日）から、上記 II. 2. の改正は令和 8 年 5 月 1 日からそれぞれ施行する。

※ 本規則改正は、株式会社東京証券取引所における信用取引残高情報の公表頻度の見直し及び政令の改正に伴う形式的な改正に留まるものであることから、パブリックコメント手続は実施しない。

以 上

<sup>1</sup> 株式会社東京証券取引所「信用取引残高の公表情報の変更について」

<https://www.jpx.co.jp/markets/statistics-equities/margin/tvdivq0000001r92-att/t13vrt000000coh2.pdf>

<sup>2</sup> 金融商品取引法施行令の改正を含む令和 6 年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について <https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20250704/20250704.html>

「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の一部改正について

令和 8 年 3 月 17 日

( 下 線 部 分 変 更 )

新	旧
<b>第 1 章 総 則</b>	<b>第 1 章 総 則</b>
(定義)	(定義)
<b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	<b>第 2 条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
1～13 ( 現行どおり )	1～13 ( 省 略 )
14 立会外取引に類似する取引 認可会員が行う認可業務による取引 所外売買のうち、 <u>金商法施行令第 7 条第 5 項第 2 号ロ</u> に定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われる取引をいう。	14 立会外取引に類似する取引 認可会員が行う認可業務による取引 所外売買のうち、 <u>金商法施行令第 6 条の 2 第 2 項第 2 号ロ</u> に定める要件を満たすものとして同号の規定に基づき金融庁長官が指定する電子情報処理組織を使用して行われる取引をいう。
<b>第 3 章 売買の監理</b>	<b>第 3 章 売買の監理</b>
(PTS 信用取引取扱規則)	(PTS 信用取引取扱規則)
<b>第 6 条の 7</b> ( 現行どおり )	<b>第 6 条の 7</b> ( 省 略 )
<b>2～9</b> ( 現行どおり )	<b>2～9</b> ( 省 略 )
<b>10</b> 認可会員は、次の各号に掲げる事項について、外部から自由にアクセスすることが可能な方法により、公表しなければならない。	<b>10</b> ( 同 左 )
1 当該認可会員による PTS 信用取引取扱規則	1 ( 同 左 )
2 当該認可会員が講じた PTS 信用取引の規制措置の内容	2 ( 同 左 )
3 当該認可会員が取り扱う <u>銘柄別の PTS 信用取引残高</u>	3 当該認可会員が取り扱う <u>銘柄別の PTS 信用取引週末残高</u>
4 当該認可会員の認可業務における PTS 信用取引現在高及び社内対当数量	4 ( 同 左 )
<b>付 則</b>	
この改正は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条の 7 第 10 項第 3 号の改正は、本協会が別に定める日から施行する。	